

る陳情書（山口県下市町村教育委員会協議会会長藤浦栄一（第一七五号）同月十日）中学校教育の充実強化に関する陳情書（全日本中学校長会長野口彰）（第二六一号）老朽校舎改築費国庫補助並びに超債わく拡大に関する陳情書（全日本中学校長会長野口彰）（第二六二号）

事大原博夫（第三〇二号）同月二十二日

地方教育委員会に関する陳情書（山形県北村山郡尾花沢町鈴木亮治）（第三五八号）

文化財保護法改正反対に関する陳情書（山形県北村山郡尾花沢町鈴木亮治）（第三五九号）

私学恩給財団に対する補給金増額の陳情書（日本風景協会会长篠川宗敬）（第三五六号）

老朽校舎改築費国庫補助並びに起債わく拡大に関する陳情書（郡山市教育委員会委員長田村謹）（第三六一号）

危険校舎整備費の国庫補助法定等に關する陳情書（島根県出雲市長森山繁樹外十五名）（第三六二号）

公立学校施設戦災復旧費国庫負担法早急制定に関する陳情書（水戸市議会議長金沢正安）（第三六三号）

（第三六四号）勤労青年教育振興に関する陳情書（山形県北村山郡尾花沢町鈴木亮治）（第三六五号）

修身書の復活に関する陳情書（岡山県都延郡妹尾町大原松太郎）（第三六六号）

義務教育費国庫負担に関する陳情書（東京都議会議長齋藤清亮外六名）（第四〇三号）

（大分県学校図書館協議会総会会長渋谷誠）（第四〇四号）

老朽校舎改築費国庫補助並びに超債わく拡大に関する陳情書（広島県知事大原博夫）（第三〇二号）

同月二十二日

地方教育委員会に関する陳情書（山形県北村山郡尾花沢町鈴木亮治）（第三五八号）

文化財保護法改正反対に関する陳情書（山形県北村山郡尾花沢町鈴木亮治）（第三五九号）

私学恩給財団に対する補給金増額の陳情書（日本風景協会会长篠川宗敬）（第三五六号）

老朽校舎改築費国庫補助並びに起債わく拡大に関する陳情書（郡山市教育委員会委員長田村謹）（第三六一号）

危険校舎整備費の国庫補助法定等に關する陳情書（島根県出雲市長森山繁樹外十五名）（第三六二号）

公立学校施設戦災復旧費国庫負担法早急制定に関する陳情書（水戸市議会議長金沢正安）（第三六三号）

（第三六四号）勤労青年教育振興に関する陳情書（山形県北村山郡尾花沢町鈴木亮治）（第三六五号）

修身書の復活に関する陳情書（岡山県都延郡妹尾町大原松太郎）（第三六六号）

（第三六七号）

（第三六八号）

（第三六九号）

（第三七〇号）

（第三七一号）

（第三七二号）

（第三七三号）

（第三七四号）

（第三七五号）

（第三七六号）

（第三七七号）

（第三七八号）

（第三七九号）

（第三七〇号）

（第三七一号）

（第三七二号）

（第三七三号）

（第三七四号）

（第三七五号）

（第三七六号）

（第三七七号）

（第三七八号）

（第三七九号）

（第三七〇号）

（第三七一号）

（第三七二号）

（第三七三号）

（第三七四号）

（第三七五号）

（第三七六号）

（第三七七号）

（第三七八号）

（第三七九号）

（第三七〇号）

（第三七一号）

（第三七二号）

（第三七三号）

（第三七四号）

（第三七五号）

（第三七六号）

（第三七七号）

（第三七八号）

（第三七九号）

（第三七〇号）

（第三七一号）

（第三七二号）

（第三七三号）

（第三七四号）

（第三七五号）

（第三七六号）

（第三七七号）

（第三七八号）

（第三七九号）

（第三七〇号）

（第三七一号）

（第三七二号）

（第三七三号）

（第三七四号）

（第三七五号）

（第三七六号）

（第三七七号）

（第三七八号）

（第三七九号）

（第三七〇号）

（第三七一号）

（第三七二号）

（第三七三号）

（第三七四号）

（第三七五号）

（第三七六号）

（第三七七号）

（第三七八号）

（第三七九号）

（第三七〇号）

（第三七一号）

（第三七二号）

（第三七三号）

（第三七四号）

（第三七五号）

（第三七六号）

（第三七七号）

（第三七八号）

（第三七九号）

（第三七〇号）

（第三七一号）

（第三七二号）

（第三七三号）

（第三七四号）

（第三七五号）

（第三七六号）

（第三七七号）

（第三七八号）

（第三七九号）

（第三七〇号）

（第三七一号）

（第三七二号）

（第三七三号）

（第三七四号）

（第三七五号）

（第三七六号）

（第三七七号）

（第三七八号）

（第三七九号）

（第三七〇号）

（第三七一号）

（第三七二号）

（第三七三号）

（第三七四号）

（第三七五号）

（第三七六号）

（第三七七号）

（第三七八号）

（第三七九号）

（第三七〇号）

（第三七一号）

（第三七二号）

（第三七三号）

（第三七四号）

（第三七五号）

（第三七六号）

（第三七七号）

（第三七八号）

（第三七九号）

（第三七〇号）

（第三七一号）

（第三七二号）

（第三七三号）

（第三七四号）

（第三七五号）

（第三七六号）

（第三七七号）

（第三七八号）

（第三七九号）

（第三七〇号）

（第三七一号）

（第三七二号）

（第三七三号）

（第三七四号）

（第三七五号）

（第三七六号）

（第三七七号）

（第三七八号）

（第三七九号）

（第三七〇号）

（第三七一号）

（第三七二号）

（第三七三号）

（第三七四号）

（第三七五号）

（第三七六号）

（第三七七号）

（第三七八号）

（第三七九号）

（第三七〇号）

（第三七一号）

（第三七二号）

（第三七三号）

（第三七四号）

（第三七五号）

（第三七六号）

（第三七七号）

（第三七八号）

（第三七九号）

（第三七〇号）

（第三七一号）

（第三七二号）

（第三七三号）

（第三七四号）

（第三七五号）

（第三七六号）

（第三七七号）

（第三七八号）

（第三七九号）

（第三七〇号）

（第三七一号）

（第三七二号）

（第三七三号）

（第三七四号）

（第三七五号）

（第三七六号）

（第三七七号）

（第三七八号）

（第三七九号）

（第三七〇号）

（第三七一号）

（第三七二号）

（第三七三号）

（第三七四号）

（第三七五号）

（第三七六号）

（第三七七号）

（第三七八号）

（第三七九号）

（第三七〇号）

（第三七一号）

（第三七二号）

（第三七三号）

（第三七四号）

（第三七五号）

（第三七六号）

（第三七七号）

（第三七八号）

（第三七九号）

（第三七〇号）

（第三七一号）

（第三七二号）

（第三七三号）

（第三七四号）

（第三七五号）

（第三七六号）

（第三七七号）

（第三七八号）

（第三七九号）

（第三七〇号）

（第三七一号）

（第三七二号）

（第三七三号）

（第三七四号）

（第三七五号）

（第三七六号）

（第三七七号）

（第三七八号）

（第三七九号）

（第三七〇号）

（第三七一号）

（第三七二号）

（第三七三号）

（第三七四号）

</

社会科学研究所

新聞研究所

史料編さん所

生産技術研究所

千葉県

社会科学に関する総合研究
新聞及び時事について出版、放送
又は映画に関する研究並びにこれら
の事業に従事し、又は從事しよ
うとする者の指道及び養成
本邦に関する史料の研究、編さん
及び出版

生産に関する技術的問題の科学的
試験並びに研究成果の実用化
試験

東京大学	伝染病研究所
東京天文台	
地震研究所	
東洋文化研究所	
理工学研究所	
社会科学院	
新聞研究所	
史料編さん所	
千葉県	

東京大学	伝染病その他の病源の検索並びに 予防治療に関する学理及びその応 用の研究
天文台	天文學に関する事項の攻究並びに 天象測定、曆書編製、等の測定、 報告及び統計の検定に関する事務
地震研究所	地震の発生及び震災予防に関する 研究
東洋文化研究所	東洋文化に関する総合研究
理工学研究所	理工学及び工学に関する学理及びそ の応用の総合研究
社会科学院	社会科学院に関する総合研究
新聞研究所	新聞及び時事についての出版、放 送又は映画に関する研究並びにこ れらの事業に従事し、又は從事し うとする者の指導及び養成
史料編さん所	史料の研究、編さん並びに出版
千葉県	

岡山大学	同表中「岡山大学 溫泉研究所」を 農業生物研究所 岡山県 溫泉研究所
鳥取県	農業生物に関する学理及びその応用の研究
温	温泉に関する学理及びその応用の研究

に改め、同条に次の二項を加える。

- 2 前項に掲げる研究所の外、國立大
学校の教員その他の者で當該研究
事するものに利用させるため、國立大
学校の名稱 研究施設の名稱 位置 目的

学に、左表の通り、研究施設を附置する。
第五条の表北海道大学の項中「農學部
植物園、農場、演習林」を「農學部
植物園、農場、演習林、牧場」に、
京都大学 基礎物理学研究所 京都府
素粒子論その他の基礎物理学に関する
研究

長野県 宇宙線の觀測及び研究
東京大学 宇宙線觀測所

中「医学部 病院、看護学校、助產婦
学校、結核研究施設」を「理學部 臨
床医学部 病院、看護学校、助產婦
学校、結核研究施設」を「理學部 痘
病院、看護学校、助產婦學校、結核研
究施設」に、同表宮崎大学の項中「演
習林」を「演習林、家畜病院」に、
同表鹿児島大学の項中「演習林」を
「演習林、家畜病院」に改める。

を「九九八人」に、同表岡山大学の項中「一、三八一人」を「一、三八三人」に、同表広島大学の項中「三三五人」を「一、四〇二人」に、同表山口大学の項中「六八二人」を「六八三人」に、同表高知大学の項中「三六五人」を「三六六人」に改める。

附 則

この法律は、昭和二十八年八月一日から施行する。但し、第三条の三の改正規定は、修業年限及び学年の進行に関しては、同年四月一日から適用する。

○大連國務大臣　ただいま議題となりました国立学校設置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。この法律案は、国立大学の学部、附置研究所その他の施設の新設並びに国立短期大学の新設等について所要の規定を設けるとともに、国立大学に置かれる職員の定員を昭和二十八年度予算に計上した定員に合致させるため、国立学校設置法の一部を改正するものであります。

次に、内容の概要について申し上げます。

改正の第一点は、国立大学の学部の分離独立と新設に関するものであります。北海南道大学及び大阪大学の法経学部を法学部と経済学部に、奈良女子大学の理政学部を理学部と家政学部に、富山大学の文理学部経済学科を経済学部にそれべく分離または独立させ、また広島県立医科大学を国立の広島大学に合併してその医学部といたしております。

改正の第二点は、国立短期大学の新設に関するものであります。群馬大同表山口大学の項中「六八二人」を「六八三人」に、同表高知大学の項中「三六五人」を「三六六人」に改めます。

改正の第三点は、大学附属研究所の新設であります。東京大学に応用微生物研究所を、又、岡山大学に農業生物研究所を新設することといたしております。

改正の第四点は、国立大学の共同利用の研究施設の新設に関するものであります。改定の京都大学に基礎物理学研究所を、また京都大学に宇宙線観測所を新設することといたします。

改正の第五点は、国立大学の学部附属の教育施設または研究施設の新設に關するものであります。北海道大学外十六の大学に、それべく学部の附属院等を新設する」といたしております。

改正の第六点は、国立大学に置かれた職員の定員を昭和二十八年度予算においては、許可を得た教諭期間を限り、当該教科についての免許状を有しない教諭が当該教科の教授を担任することを許可することができます。この場合においては、許可を得た教諭は、第三条第一項の規定にかかるわらず、当該学校又は当該中学校若しくは高等部において、その許可に係る教科の教授を担任することができます。

改正後の定員は、国立大学合計六千一百九十四名となり、本年度当初に比し百五十五名の増加となつてあります。この増加は主として広島大学医学校及び研究所の設置に伴うものであります。このほかに短期大学及び学部附属の研究施設の設置等に伴うものも含まれております。

以上申し上げましたがの本法案の提案理由及び内容の概要であります。

○辻委員長　右法案の政府委員の補足説明はあとまわしにいたします。

附則第七項を附則第九項とし、

○辻委員長　次に教育職員免許法及び教育職員免許法施行法の一部を改正する法律案を議題といたします。提案理由の説明を聴取いたします。大連文部大臣。

教育職員免許法及び教育職員免許法施行法の一部を改正する法律案を議題といたします。教育職員免許法の一部を改正する法律案を議題といたします。由の説明を聴取いたします。大連文部大臣。

附則第二項から附則第六項までを順次二項ずつ繰り下げ、附則第一項の次に次の二項を加える。

2 授与者は、当分の間、中学校、高等学校又は盲学校、ろう学校若しくは養護学校の中学校若しくは高等部において、ある教科の教授を担任すべき教員を採用することができないと認めるとときは、当該学校の校長及び教諭の申請により、一年以内の期間を限り、当該教科についての免許状を有しない教諭が当該教科の教授を担任することを許可することができます。この場合においては、許可を得た教諭は、第三条第一項の規定にかかるわらず、当該学校又は当該中学校若しくは高等部において、その許可に係る教科の教授を担任することができます。

一の二　この表の専門科目の単位は、文部大臣が、教育職員養成審議会に諮問して、免許状授与の所要資格を得させるための課程として適当と認めた課程において修得したものでなければならない。(別表第一の二)

一の三　この表中「大学」とは、大學の正規の課程、大学院及び大学の専攻科の課程並びに文部大臣がこれらの課程に相当すると認める他の課程をいふ。(別表第一及び第三の場合においても同様とする。)

一の四　(並びに文部大臣の認定する講習及び通信教育を含む)において、学生(受講者を含む)が「を削り、同号の次に次の二号を加える。

別表第一の備考第一号中「大學又は文部大臣の指

校の教諭又は講師となることができる。

別表第一の備考第一号中「大學又は文部大臣の指

校の教諭又は講師となることが

できる。

別表第三 普通免許状 の種類	免許状 の種類		所要資格	
	基 礎 資 格	一般教 科	專 門 科 目	大學又は文部大臣の指 定する資格の範 囲
イ 七 条 の 規 定 す る 養 育 教 育 機 関 に 在 学 す る こ と。	学士の称号を有すること。 保健婦助産婦看護婦法第 一百七条より保健婦法の規 定する者を受けた者、同法第 五百三十一条第一項第一項 の規定により免許を受けた 者に対しても、第五条第三項 の規定にかかるわらず、その者が同 法(昭和二十三年法律第二百三 号)による准看護婦の免許を受 けた者、同法第五十三条第一項 三項の規定により免許を受けた 者に対しても、第五条第三項の 規定にかかるわらず、その者が同 法第一項第二号に該当する場合 にも授与することができる。	二 六 四 〇	一 〇	大学又は文部大臣の指 定する資格の範 囲
五				
四				
六				

この表の仮免許状の項第三欄中に掲げる基礎資格を有し仮免許状の授与を受けた者に二級普通免許状を授与する場合には、二級普通免許状の項第三欄に掲げる在職年数に関する証明は、要しない。

別表第七の第四欄中「大学において修得し、又は修得したものと認められることを必要とする最低単位数」を「大学における最低修得単位数」に改める。

(教育職員免許法施行法の一部)
正) 第二条 教育職員免許法施行法(昭和二十四年法律第百四十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表第二十号の三の上欄中(明治二十九年法律第六十八号)第三条を「昭和二十六年法律第百四十九号」第五条に、同表第二十号の五の上欄中第三条を「第五条」に、「又は甲種一等機関士」を「若しくは甲種一等機関士」に、「実地の経験を有する者又は甲種船長若しくは甲種機関長の

海技免状を有する者で「に改める。」

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行の際、現に大学、教員養成機関若しくは養護教諭養成機関に在学し、又は既にこれを卒業した者については、教育職員免許法第五条別表第一の備考第一号の二並びに同条別表第三中「在学年数及び最低修得単位数に関する部分の改正規定にかかるわらず、なお従前の規定を適用する。」

○大連國務大臣 ただいま議題となりました教育職員免許法及び同法施行法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由を申し述べます。
教育職員の資質の保持と向上とをはかるために制定されました教育職員免許法及び同法施行法は、制定以来三年半を経過いたしました。この間ににおいて、各都道府県における教職員の旧免許状の新免許状への切替え事務も無事終了し、また教職員の現職教育も各方面の理解ある協力により、きわめて順調に運び、免許法の所期の目的が着々実現されつありますことは、まことに御同覧の至りであります。

元来、免許法及び同法施行法は、大學における教員養成制度及び現職教育制度を規定し、また教育職員の需給状況とも密接に関連するばかりでなく、教職員個人の利害にも影響するところが大でありますので、政府は、免許法のかかる性格と同法施行後の実情とにかく、これらの法律の規定を現場の事態に即せしめるように常に研究を続け、すでに二回にわたり、改正案を提

出したのであります。その後、各方面の要望並びに教育職員養成審議会の審議の結論等を勘案し、慎重に研究いたしました結果、ここに第三次の改正案を提出することとした次第であります。

次に、この法案の主要点について簡単に説明いたします。

第一は、養護教諭の職務と、その需給状況とを考慮し、また保健婦、助産婦、看護婦法一部改正に伴い、養護教諭養成機関において看護婦を再教育する従来の養成方式に関する規定の一部

を改正するとともに、新たに大学にお

いても直接に養護教諭を養成することができる規定を設けたことあります。

第二は、現職の教職員が、従来の現職教育のほか、教員検定試験によつても上級の免許状を受けるに必要な単位が得られるようにしたことあります。

第三は、大学における教員養成課程について、その適否が教員の質に関する問題であるところが大でありますので、教員養成審議会に諮問して適當と認めた課程において教員養成を行うことによつたものであります。

第四は、現職教員の便宜を考慮し、

有者は、現職教育や教員検定試験によつて修得した単位によつても免許教科

をふやすことができるようになつたこと

であります。

第五は、僻遠地等における小規模の中学校高等学校等の教員養成の実情を考慮し、教員の便宜をはかるため、こ

れらの学校においては授与権者の許可

を受け、教諭が免許状を有しない教科

の教授をも担任できるようにしたこと

であります。

以上申し述べましたのが、教育職員免許法及び同法施行法の一部を改正す

る法律案の提案理由並びにその要点であります。

何とぞ、慎重審議の上、すみやかに御可決あらんことを仰願いたします。

ノ期限ヲ猶予スルコトヲ得

ノ定期ノ貸与金ノ返還ヲ免除

前項ノ貸与金ノ返還ノ期限ハ政令

ヲ以テ之ヲ定ム但シ日本育英会ハ

ハ傷痍疾病ニ因リ其ノ貸与金ノ返

還困難トナリタルトキ其ノ他政令

ノ定期ノ貸与金ヲアルトキハ其ノ返還

ヲシタルトキハ日本育英会ニ對シ其

ノ免除シタル金額ニ相当スル額ノ

貸付金ノ償還ヲ免除スルコトヲ得

ニ該當スル場合ニ於テハ政令ノ定

ムル所ニ依リ其ノ貸与金ノ全部又

ハ一部ノ返還ヲ免除スルコトヲ得

ニ在リタルトキ

ノ定期ノ貸与金ノ返還ヲ免除スルコトヲ得

第二十六条の次に次の二条を加え

る。

第二十六条ノ二 政府ハ毎年度予算

ノ範囲内ニ於テ日本育英会ニ對シ

スル資金ノ貸付ヲ為スコトヲ得

前項ノ貸付金ニハ利息ヲ附セズ

ノ定期ノ貸与金ノ返還ヲ免除スル

第二十六条の次に次の二条を加え

る。

第二十六条ノ二 政府ハ毎年度予算

ノ範囲内ニ於テ日本育英会ニ對シ

スル資金ノ貸付ヲ為スコトヲ得

前項ノ貸付金ニハ利息ヲ附セズ

ノ定期ノ貸与金ノ返還ヲ免除スル

第二十六条の次に次の二条を加え

る。

第二十六条ノ二 政府ハ毎年度予算

ノ範囲内ニ於テ日本育英会ニ對シ

スル資金ノ貸付ヲ為スコトヲ得

前項ノ貸付金ニハ利息ヲ附セズ

ノ定期ノ貸与金ノ返還ヲ免除スル

- 4 この法律施行前にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

5 登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のよう改正する。

6 第十九条第七号中「大日本育英会」を「日本育英会」に、「大日本育英会法」を「日本育英会法」に、同条第十八号中「大日本育英会」を「日本育英会」に、同条第二十号中「大日本育英会」を「日本育英会」に、「大日本育英会法」を「日本育英会法」に改める。

7 印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のよう改正する。

8 第五条第六号ノ八中「大日本育英会」を「日本育英会」に改める。

9 法人税法（昭和二十一年法律第二十八号）の一部を次のよう改正する。

10 第三条第十号中「大日本育英会」を「日本育英会」に改める。

11 地方税法（昭和二十五年法律第二百一十六号）の一部を次のよう改正する。

12 第四条第四号中「大日本育英会」を「日本育英会」に改める。

13 第一百九十六条中「町村職員恩給組合連合会」の下に「日本育英会」を加える。

14 第七百四十三条第三号中「大日本育英会」を「日本育英会」に改める。

○大連國務大臣 ただいま議題になりま
した大日本育英会法の一部を改正す
る法律案につきまして、その提案理由
及び内容の概要を御説明申し上げま
す。

改正の第六点は、日本育英会に対する罰則について、過料の金額を現在適当であると思われる額にまで引き上げたことがあります。

改正の第七点は、日本育英会の役員に対する罰則について、過料の金額をび貸与された者の死亡による日本育英会の損失に対し、政府が補助金を交付することができる規定を削除したことになります。

以上申し上げましたが、本法案の提案理由及び内容の概要であります。どうか十分御審議の上、すみやかに御賛同くださるようお願いいたします。

○辻委員長　ただいま提案理由の説明を聴取いたしました三法案につきまして、政府委員の補足説明を順次聴取することにいたしたいと思います。稻田政府委員。

○稻田政府委員　国立学校設置法の一部を改正する法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

さきの第十五国会に国立学校設置法の一部を改正する法律案を政府から提出して御審議願いましたが、解散の結果不成立となつたため、そのうち緊急を要する部分は参議院の緊急集会で議決され法律第二十五号として公布されました。ただいま議題となつております法律案は、この第十五国会に提出したもののうち、緊急集会において議決されたものを除いた残余の部分をあらためて提出したものであります。従つてこの内容は、前回提出のものと別段の変更はございません。以下逐条的に御説明申しあげます。

改正の第一点は、第三条の大学学部の表の改正であります。これは旧制の課程の廃止と学部の新設に関するもの

てあります。そこで、第三点は、大学附置研究所の新設に関するものであります。東京工業大学附置高等工業教育養成所を創りますのは、これまで旧制の学生が在学していなかったので、最終卒業生が課程を終了いたしましたので、廢止するものです。

同じく第三条の表中で、五つの大学について学部の新設をしておりますが、これは、既設の学部の学科の充実に伴い分離独立するものと、公立大学の合併によるものであります。まず学科の充実に伴つて学部として分離独立するものは、七つの学部であります。すなわち北海道大学及び大阪大学の法経学部は法学部と経済学部に、奈良女子大学の理家政学部は理学部と家政学部に、富山大学の文理学部経済学科は経済学部にそれへ、当該学部を構成する学科の充実に伴つて学部として分離独立することいたしました。

次に、公立から国立に移管するものとして、広島県立医科大学を広島大学に合併してその医学部といたしました。改正の第二点は、第三条の三の国立短期大学の表を改正して次の五つの短期大学の新設について規定したことになります。

すなわち、群馬大学工業短期大学部、電気通信大学短期大学部、静岡大学工業短期大学部、滋賀大学経済短期大学部及び山口大学工業短期大学部の五つであります。いずれも夜間に置いて授業を行う修業年限三年のものであります。

は農業生物研究所を新設するため等の
条の表の一部を改正いたしました。農業
生物研究所は、これまで岡山大学農
学部附属の農学研究施設でありまし
たものを充実して、大学附置の研究所と
したものであります。

改正の第四点は、第四条に第二項を新
設いたに加え、国立大学の共同利用の研
究施設として、東京大学に宇宙線観測所
所を、京都大学に基礎物理学研究所を新設
することとしたことであります。

後者の基礎物理学研究所は、湯川記
念館に設置するものであります。なほ各
共同利用の研究施設と申しますのは、
特定の大学に附置してその大学の管理
下に置くものではありますが、その利
用関係は当該大学のみならず広く同一
学問分野を専攻する者の共同利用によ
てようとするものであります。

改正の第五点は、第五条の学部附属
の教育施設または研究施設の新設に關
するものであります。これを列挙いたし
ますと次の通りであります。

(1) 牧場二、北海道大学農学部、東京
大学農学部。
(2) 農場一、広島大学水畜産学部。
(3) 家畜病院十、北海道大学獸医学
部、帯広畜産大学農學部、岩手大
学農學部、東京大学農學部、東京
農工大学農學部、岐阜大学農學
部、鳥取大学農學部、山口大学農
学部、宮崎大学農學部、鹿児島大
学農學部。
(4) 診療エッグス線技師学校一、東北
大学医学部。
(5) 脳研究施設一、東京大学医学部。
(6) 農村厚生医学研究施設一、東京医
科齒科大学医学部。
(7) 臨海実驗所三、新潟大学理学部。

高知大学文理学部、九州大学理学
部。

改正の第六点は、別表第一の改正であります。これは、国立大学に置かれる職員の定員を二十八年度予算に合せ

るためのものでありまして、改正後の定員は六万一千二百九十四名で、本年度当初に比し百五十五名の増となつております。百五十五名の内訳は、広島県立医科大学の合併によるもの六十二名、研究所設置によるもの四十九名、その他短期大学、学科及び学部附属の

教育研究施設の設置等によるもの四十
四名となつております。

月一日から施行することとしておりま
すが、これは、この法律の内容がすべ
て予算に関係がありますので、昭和二
十八年度本予算の適用の時期に合わせ

は、保健婦助産婦看護婦法の一部改正により、
に伴つて、看護婦の名称がかわつたことに伴うものであります。

附則第二項を新設いたしましたのは、僻遠地における小規模な中学校、高等学校等の教員の便宜をはかるため、授与権者の許可を受けた場合には、これらの中学校の教諭が免許状を有しない教科の教授をも担任できるようにないたしたのであります。

附則第三項を新設いたしましたのは、小学校における芸能、体育等の懇親教員の不足を補うために、これらの教科の中学校の教諭免許状を有する者が、そのまま小学校の教員となることができるようになしたものであります。

別表第一備考第一号本文の改正は、備考第一号は、単位の基準について規定したものであります。この法改正に伴い条文を整備したものであります。

養成機関において看護婦を再教育する
従来の養成方式に関する規定の一部を改
正するとともに、新たに大学においても直接養成教諭を養成することが可能と
きの規定を設け、養成教諭の供給を容易ならしめようとするものであります。
す。

別表第四、別表第五、別表第七の一
部改正は別表第一備考第一号の三を新
設し、大学の定義を明らかにしたこと
に伴う改正であります。

別表第四備考第一号を新設いたしま
したのは、別表第四から別表第七まで
に規定する現職教育等による上級免許
状授与の場合に、単位を修得すべき大
学の課程を定義したものであり、大学
の正規の課程、大学院、専攻科のほか
に講師生、研究生等の課程をも含め得
るようとしたものであります。

別表第四備考第三号の改正は、僻遠
地等に勤務する教職員の実情を考慮

改正法附則は、この法律の施行期日を明らかにしたものであり、この改正法施行の際、現に大学等に在学する者については、直接関係ある改正規定の適用を除外し、改正法の適用を無理のないものにいたしたものであります。次に、大日本育英会法の一部を改正する法律案の概要について補足して御説明申し上げます。

改正の第一点は名称の変更でありまして、昭和十九年四月現行法施行後の諸般の情勢の変化に伴い、これを改めるが適当であると考えられておりましたが、これまでその改正を行う適当な機会がなかつたので、今回これを取上げ、法律の題名、条文その他関係法令中の「大日本育英会」を「日本育英会」に改めるものであります。

改正の第二点は、学生に対する貸与金の貸与の条件を法律に明記したことでありまして、貸与金に利息をつけないこと、その返還の期限は政令で定め

関係の職に実際に従事した場合には、その在職年数に応じて貸与金の全部または一部を免除する方法を講し、必要な教員数を確保しようとするものであります。その二は從来大学院特別研究生として、修業後高度に専門的な学術研究に従事しようとする学生に給費を与える制度がありましたが、昭和二十四年ごろからこれも奨学金貸与の制度に切りかえられましたので、その一と同様な方法で返還を免除し、必要な研究者を確保しようとするとものであります。

改正の第四点は、政府貸付金及びその無利子の規定に関するものであります。昭和二十一年に大蔵省預金部から資金の借入れがなくなつて以来、今まで実際に行つている政府の貸付とその条件を、次に述べます償還免除の規定との関連において法律に明記したものであります。

ら発足することになりますので、その修業年限及び学年の進行についてでは、前例に従い学年の当初すなわち昭和二十八年四月一日からこの法律の適用があるものとし、学生の履修上支障がないように措置いたしました。

次に、教育職員免許法及び同法施行法の一部を改正する法律案につきまして、補足して御説明申し上げます。

最初に免許法の一部改正についてであります。第六条第三項、別表第四の二を新設いたしましたのは、中学校または高等学校の教諭が現職教育等によつて、新たに免許教科をふやすことができるようにするために設けたものであります。

別表第一備考第一号の三を新設いたしましたのは、大学院、専攻科等の設置に伴い、教職員を養成する大学の課程についての定義を明らかにしたものであります。

別表第三の改正は、養護教諭の職務とその需給状況とを考慮し、また保健助産看護婦法の一部改正による看

別表第六の改正は、保健婦助産婦看護婦法の一部改正により、看護婦の名称がかわったことに伴い行うものであります。

次に、施行法の一部改正についてであります。が、第二条第一項の一部を改正いたしましたのは、船舶職員法の改正に伴つて条文を整理するものであります。

記する必要が生じたわけであります。改正の第三点は、貸与金の返還免除に関する規定を新たに設けたこととあります。死亡などによる免除はこれまで実施して参りましたが、次の二つは新らしい規定であります。その一是、旧制師範学校時代の給費制度が、新制大学の設立とともに日本育英会による奨学金貸与制度に切りかえられましたが、これらの貸与を受けた者が、修業後一定年数以上繼續して義務教育

第一項及び第二項の削除であります。第三項として削除するのであります。第三項は、旧大蔵省預金部からの借入金の利息に対し、政府が補助金を交付する規定でありまして、現在預金部からの借入金は、ほとんどその償還を完了いたしましたので、不必要な規定として削除するのであります。第三項は、学資を貸与された者の死亡によつて改訂の第六点は、現行法第二十八条第一項及び第二項の削除であります。

て生じる日本育英会の損失を、毎年度一定の方式によつて算出した政府の補助金によつて補い得る規定であります。が、これらに對しては、前の改正の第五点で申し述べましたとおり、政府に対する償還を免除する方法が適用されますので、不必要的規定として削除するのであります。

改正の第七点は、現行法の第六章罰則の条項中、過料の金額が制定当時のままでありますから、最近の類例法規になら、「千円」を「三万円」に、「五百円」を「一万円」に改めることであります。

○辻委員長 本日はこの程度で散会し、次会は公報をもつてお知らせいたします。

午前十一時三十分散会

昭和二十八年六月二十五日印刷

昭和二十八年六月二十六日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局